

## 平塚市立真土小学校

### 1 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で定めているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。また、国の中では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

本校では、法の定義や国及び県や市の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

### 2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての児童に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、児童生徒も大人も次のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

- ・いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、どの児童にも起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することが多い。
- ・いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童も含めた学級等の所属集団の構造上の問題でもある。
- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。
- ・いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあり、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報が必要なものもある。
- ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

### 3 いじめ対策の基本理念

- ・「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての児童がいじめを行わず、児童も大人もいじめを放置する事がないように取り組みます。
- ・学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で児童を見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県及び国が連携していじめ防止等に取り組みます。
- ・学校は、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- ・大人は、あらゆる機会を通して、お互いの人権を尊重し合えるよう、相手の人権を傷つける言動をしないことを教えます。また、学校は、児童に向け、自分はもちろん、他人の人権も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- ・学校は、いじめを生まない土壤づくりをつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。

### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な考え方)

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に定義されているように、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。保護者から預かっている大切な命を守るべく、このことは全職員が真摯に受け取るべきであると考えます。したがって、本校では、すべての児童がいじめを受けず、行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、防止のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わりながら、その中で多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

## (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民ほか関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 5 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・日頃の授業や特別活動、児童指導や教育相談等を通じて、すべての児童が安心できる学校生活づくりを支援するための取組を進めます
- ・全校集会や学級活動等の中で、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを行います。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童や保護者に対して、情報モラル教育等を推進します。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査「学校生活アンケート」を年3回（6月・10月・1月）及び「個人面談」を年3回（4月・10月（希望制）・12月（希望制））実施します。
- ・いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめの防止等の対策のための組織」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する会議を年間計画に位置付けて毎月実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### ( 3 ) いじめへの早期対応

- ・いじめを見た、又はその疑いがある行為を見た場合、学校はすぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。その際、管理職、学級担任、児童指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携し、複数で組織的に対応していきます。なお、いじめられた児童（いじめを受けている疑いがある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・発見・通報を受けた教職員は、他の業務に優先して「いじめの防止等の対策のための組織」に、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童、あるいはいじめられた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等には自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりする児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと判断に至ったいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として校長が判断をして行います。
- ・いじめの加害者として出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

### ( 4 ) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

### ( 5 ) アンケートの保存期間

いじめに関するアンケート（「学校生活アンケート」）は、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで学校が聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、当該児童が卒業後5年間保存します。

## 6 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」を設置し、学期に2回程度（5月・7月・12月・3月）開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

### （1）「いじめの防止等の対策のための組織」の構成

原則として校長、教頭、教務、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等で組織します。

検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

### （2）活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針、実行、検証、修正
- ・いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案の対応検討、決定
- ・いじめ事案の報告
- ・「学校生活アンケート」及び「個人面談」の実施結果の分析、検討、情報共有
- ・市教育員会への報告

## 7 「重大事態」の基本的な考え方

いじめの重大事案については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対処します。

「重大事態（法第28条の規定による重大事態という。以下同じ）」が起きた場合、学校及び市教育委員会は緊急に対応にあたります。法第28条第1項第1号の「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合については、いじめを受けた児童の状況に着目して、次の考え方により、学校又は市教育委員会が判断します。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

法第28条第1項第2号の「児童生徒等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合については、年間30日間を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安に関わらず、学校又は教育委員会の判断により迅速に調査に着手します。

## 8 「重大事態」への対処

学校は、「重大事態」が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）速やかに校長から市教育委員会を通じて市長に報告します。学校又は、市教育委員会は「重大事態」を思われる案件について、いじめの事実関係を明確にし、対処に当たるため調査を行います。

### （1）「緊急調査チーム」の構成

校長、教頭、教務、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等

検討事項や事案内容に応じて、構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

構成員については、専門知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保するよう努めます。

従前の経緯や事案の特性を踏まえ学校主体の調査では重大事態への対処等に十分な結果が得られない市教委が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は市教育委員会が調査主体となる場合があります。

### （2）活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時、適切な方法での情報提供・説明
- ・市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童のプライバシーに配慮した所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・アンケートなどの一次資料は当該児童が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は当該児童が卒業後5年保存
- ・特段の支障がなければ、当該児童や保護者の心のケア等の支援に努め、当該児童のプライバシーに配慮して適切に情報提供を行う。

令和3年3月改定

令和6年3月改定

令和7年4月改定